

国家公安委員会規則第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四条第四項及び第十九条の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の表ばちんこ遊技機の項中「四百円」の下に「に当該金額がその対価の額（消費税法（昭和六十二年法律第八号）第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）である課税資産の譲渡等（消費税法第二十一条第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額（以下「当該金額消費税等相

当額」という。)を加えた金額」を加え、同表回胴式遊技機の項からその他の遊技機の項までの規定中「おむね四百円の遊技料金に」を「四百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額の遊技料金におおむね」に改める。

第三十五条第一項第一号中「金額を」を「金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を」に改め、同号イ(1)中「六百三十円」を「六百元」に改め、同号イ(2)中「五百三十円」を「五百円」に改め、同号ロ(1)中「二千五百二十円」を「二千四百円」に改め、同号ロ(2)中「二千二百二十円」を「二千元」に改め、同項第二号及び第三号中「金額を」を「金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を」に改め、同条第三項中「一万円」を「九千六百元に当該金額消費税等相当額を加えた金額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。